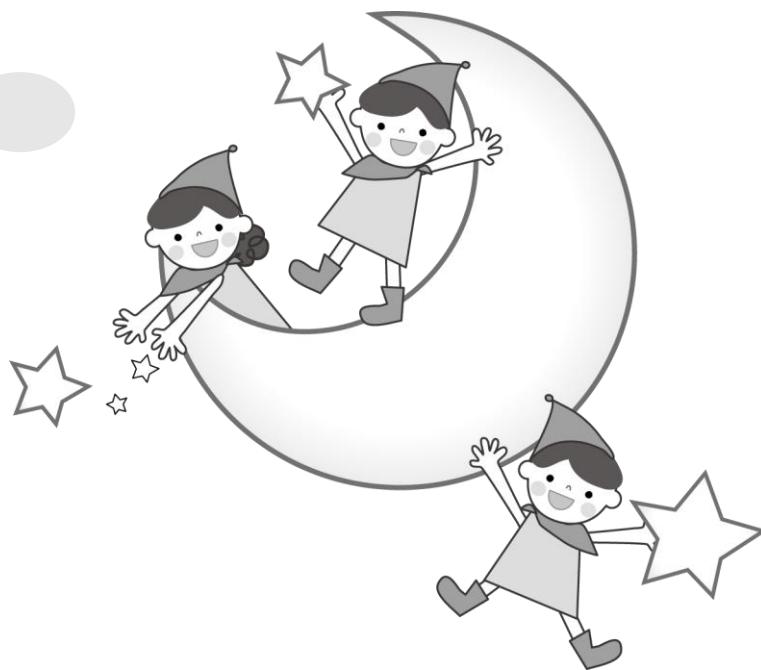


平成30年度

成田市児童ホーム入所のご案内



この冊子には、児童ホームの入所等に関する重要なことを記載しております。

必ずお読みいただいたうえで、申請の手続きを行ってください。

なお申請手続きが済んだ後や、入所した後も大切に保管をお願いします。

入所についてのお問い合わせ先

〒286-8585

千葉県成田市花崎町760番地

成田市 健康こども部 保育課（市役所2階）

電話：0476-20-1607

FAX：0476-33-3665

〈平成29年12月1日発行〉

《1. 児童ホームの概要》

1) 児童ホームとは

児童ホームは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後あるいは夏休みなどの学校休業日に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的とする施設です。保護者が在宅の時や、仕事等が早く終わるなどして、保育できる人が家庭にいる時間は、児童ホームを利用することはできません。

2) 開所時間

	学校登校日	学校休業日（土曜日・春・夏・冬休み等）
通常保育	放課後から午後6時30分	午前8時から午後6時30分
延長保育	午後6時30分から午後7時	午前7時30分から午前8時 午後6時30分から午後7時

3) 休所日

日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）

※このほか、台風等の天災又は感染症により学校が休校となった場合や、事前の出欠確認により通所児童がいない場合、児童ホームを臨時に休所いたします。

4) 児童ホーム一覧

地区名	施設名	住所	電話	定員
ニュータウン	中台児童ホーム	中台1-4（中台小校内）	27-1907	40人
	玉造児童ホーム	玉造3-4（玉造小校庭）	29-3550	40人
	新山児童ホーム	加良部4-23（新山小校庭）	26-7500	80人
	加良部児童ホーム	加良部6-8（加良部小校庭）	28-7233	90人
	橋賀台児童ホーム	橋賀台3-4（橋賀台小校内）	27-3303	35人
	吾妻児童ホーム	吾妻2-6（吾妻小校庭）	26-2400	140人
	神宮寺児童ホーム	玉造5-28（神宮寺小校庭）	26-5115	50人
	向台児童ホーム	中台3-6（向台小校庭）	27-6651	70人
成田	成田児童ホーム	幸町948-1（成田小校内）	24-2207	80人
	美郷台児童ホーム	美郷台2-19-1（美郷台小校内）	23-4888	50人
公津	平成児童ホーム	江弁須617-2（平成小校庭）	27-1212	80人
	公津の杜児童ホーム	公津の杜3-2（公津の杜小校内）	27-3900	150人
	公津児童ホーム	台方851（公津小校内）	26-7799	35人
遠山	三里塚児童ホーム	本三里塚153-1（三里塚小校庭）	35-0857	90人
	遠山児童ホーム	小菅1411（遠山小校内）	35-5353	40人
	本城児童ホーム	本城178-1（本城小校庭）	35-3399	80人
八生	八生児童ホーム	松崎1468（八生小校内）	27-8533	15人
久住	久住児童ホーム	久住中央3-12-1（久住小校庭）	36-2282	90人
豊住	豊住児童ホーム	北羽鳥1985-2（豊住小校内）	37-2610	15人
下総	下総児童ホーム	名古屋1214（下総みどり学園内）	96-2823	50人
大栄	川上児童ホーム	多良貝245-308（川上小隣接）	73-6415	40人
	津富浦児童ホーム	津富浦1093（津富浦小校庭）	73-5859	50人

5) 月額保育料 (納付方法につきましては、11ページをご参照ください。)

①通常保育料 5,000円

②延長保育料

午前7時30分から午前8時	午後6時30分から午後7時
月額500円(8月のみ月額1,000円)	月額1,000円

※入所期間中は、ご利用がなくても保育料がかかります(利用回数ではありません。)。利用予定がなくなった場合は、必ず「児童ホーム退所届」を児童ホーム又は保育課までご提出ください。

※月の途中で入所や退所する場合は、日割計算により算出した額を減額します。

※延長保育については、登所時間が午前8時より少しでも早まる日やお迎え時間が午後6時30分より少しでも過ぎる日がある場合は、延長した時間や回数にかかわらず延長保育料がかかります。なお、延長保育の申請期間は1カ月を単位としているため、一番短い期間で当月末日までの申請となります。

※児童ホーム保育料を正当な理由なく3カ月以上滞納されると、入所許可を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

※保育料の他におやつ代等の父母会費(月額3,000円程度)の負担があります。(集金は各父母会が行います。)

6) 月額保育料の免除および減額

以下の要件に該当する世帯は、申請により児童ホーム保育料が免除になりますので、「児童ホーム保育料免除申請書」に税額を証する書類を添付して保育課へ申請してください。

申請が無い場合は、免除および減額にはなりません。

要件	減免後の保育料
① 生活保護法に基づく保護を受けている世帯	0円(全額免除)
② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者の属する世帯	0円(全額免除)
③ 入所児童が2人以上いる世帯 (2人目以降(学年が上の児童)が免除の対象となります。)	2,500円(1/2免除)
④ 市町村民税非課税世帯 (添付書類:市町村民税額を証する書類)	0円(全額免除)
⑤ 市町村民税所得割非課税世帯 (添付書類:市町村民税額を証する書類)	2,500円(1/2免除)
上記の③及び⑤が両方該当になる世帯	1,250円(3/4免除)

※延長保育料につきましても、同様に免除(全額免除、1/2免除、3/4免除)となります。

※「児童ホーム入所許可申請書」にご署名いただいている場合は、課税状況を市で確認させていただきますので、市町村民税額を証する書類(税額決定通知書の写し等)の添付は不要です。

※4月から8月までは平成29年度の市町村民税額、9月から翌3月までは平成30年度の市町村民税額により免除の判定をします。

※生計を一にする別居の父母の課税状況も判定の対象に含まれます。

※寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除がある人は、その控除前の市町村民税額により免除の判定をします。

《2. 入所要件について》

児童ホームに入所することができる児童は、小学校に就学中の児童であって、児童ホームの開所時間において保護者が下表のいずれかに該当し、他に保育する者がいない児童となります。

① 就労	就労を常態とする場合
② 就学等	就学（学校教育法に定める学校への通学に限る）を常態とする場合 又は職業訓練校等における職業訓練を受ける場合
③ 疾病等	疾病、疾患等により療養する場合
④ 障がい	障害者手帳4級以上に相当する場合
⑤ 看護等	家族が常時看護又は付き添いを必要とする場合
⑥ 出産	母親が出産予定日を含む月の前2カ月から後2カ月にあたる場合

※上記に掲げる場合のほか、保護者が災害の復旧にあたっている場合など、市長が必要と認める場合には入所を許可します。

※申請の時点で育児休業中の場合、入所希望日の時点で復職していることが入所の要件となります。育児休業中は利用できません。

《3. 入所の期間について》

入所の期間は、最長で年度末(平成31年3月31日)までとなりますが、**年度の途中で入所要件を満たさなくなった場合は、その時点までの入所となります。**（翌年度以降も継続して入所を希望する場合は、改めて申請が必要です。）

なお、入所を必要とする事由が次に掲げる場合は、入所できる期間が限定されますので、ご注意ください。

入所を必要とする事由	入所許可期間
① 就学等	在学証明書等に記載された期間
② 保護者の疾病等又は家族の看護等	診断書等に記載された期間
③ 母親の出産	<u>出産予定月の前2カ月（多胎児の場合は3カ月）及び出産後2カ月</u> ※予定日と出産日が異なる場合、入所許可期間は変更となります。 （例）8月5日予定日の場合 入所許可期間：6月1日から10月31日 →7月28日に出産した場合 入所許可期間：9月30日までに変更
④ 求職中	入所の日から1カ月（年度内1回のみ） ※入所から1カ月以内に就労証明書を提出された方については、入所許可期間を延長します。

《4. 入所の申請について》

1) 選考方法

ご提出いただいた「児童ホーム入所許可申請書」に基づき、9・10ページに記載の基準により選考を行います。入所希望者が多数の児童ホームについては、入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。入所できない場合は保留となります。

随時募集につきましては、第一次募集後、受け入れ可能な児童数に満たない児童ホームについて随時選考を行います。

2) 申請期間・受付場所等

申請期間		受付時間・場所
年度当初(4月)からの入所	第一次募集 平成30年1月29日(月)～2月2日(金) (選考結果:3月上旬)	【場所】 第一次募集…市役所2階201会議室 随時募集…市役所2階保育課 【時間】 午前8時30分から午後5時15分
	随時募集 平成30年2月5日(月)～3月15日(木)	
第一次募集 平成30年6月11日(月)～6月15日(金) (選考結果:7月上旬)		
随時募集 平成30年6月18日(月)～7月6日(金)		
夏休みの入所	第一次募集(締切日) 冬休み:平成30年12月10日(月)まで (選考結果:締切後1週間程度) 春休み:平成31年3月8日(金)まで (選考結果:締切後1週間程度)	【場所】 市役所2階保育課 【時間】 午前8時30分から午後5時15分
冬・春休みの入所	第一次募集(締切日) 入所希望日の前月15日まで	
年度途中からの入所	第一次募集(締切日) 入所希望日の前月15日まで	【時間】 午前8時30分から午後5時15分

※土日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)は受付を行っておりませんので、ご注意ください。

※年度途中からの入所の申請期間について、入所希望日の前月15日が土日・祝日の場合は翌開庁日までとさせていただきます。

※郵送による申請はできません。県外からの転入等で遠方からの手続きとなる場合は、保育課までご相談ください。

《5. 入所申請に必要な書類について》

1) 平成30年度児童ホーム入所許可申請書

児童1人につき1部 提出してください。

2) 添付書類一覧表

下記の一覧表をご確認のうえ、保護者等の状況ごとに必要な書類を提出してください。

※ 保護者等とは、父母の他、20歳以上65歳未満の同居の親族等を含みます。

保護者等の状況		必要書類	備考
① 就労	会社員・公務員・ パートタイマー等	就労証明書	勤務先で記入のうえ証明
		直近4週間の実績表 (シフト表等)	就労証明書で勤務時間が確認できない場合のみ
	自営業・農業等	就労証明書	自書
		直近4週間の実績表 (シフト表等)	就労証明書で勤務日数や勤務時間が確認できない場合のみ
② 就学等	申立書		自書
	在学証明書等		在学期間の記載のあるもの(氏名・在学期間の記載された学生証等で代えることができます。)
	時間割表		授業のカリキュラム表など
③ 疾病等	入院	申立書	自書
		診断書	入院期間の記載のあるもの
	居宅内療養	申立書	自書
		診断書	療養期間の記載のあるもの
④ 障がい	申立書		自書
	手帳の写し		身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等
⑤ 看護等	申立書		自書
	診断書等		看護対象者の診断書等(介護保険被保険者証等看護期間の記載があり、病状等が分るもの)
⑥ 出産	申立書		自書
	母子健康手帳の写し等		出産予定日が確認できるもの ※出産後、出生日が確認できるものを提出してください。
⑦ その他	求職	申立書	自書 ※年度当初(4月)入所と夏休み入所の第一次募集では、申請できません。
		申立書	自書
	その他	その他	児童ホームへの入所が必要な理由を、便せん等に記入してください。

《6. 入所申請にあたっての留意点》

- ◆ 入所時点において、入所できる要件に該当している児童が入所の対象となります。
- ◆ 「児童ホーム入所許可申請書」に「就労証明書」等の必要な書類（5 ページ参照）を添付し、保育課に提出してください。
- ◆ 父母ともに就労している場合、父母双方の「就労証明書」が必要となります。
- ◆ 保護者が単身赴任中の場合、単身赴任している方の「就労証明書」も必要となります。
- ◆ ご提出いただいた書類の記載事項に不備がある場合や、就労状況に不明なことがある場合は、書類の補筆・訂正等をお願いしたり、勤務先へ連絡させていただくことがありますので、ご了承ください。
- ◆ 20 歳以上 65 歳未満の同居の親族等が、就労等の理由により、父母と同様、児童の保育を行うことができない状況にある場合は、「就労証明書」等の書類を提出してください。ご提出がない場合、児童ホーム入所の優先度は低くなります。
- ◆ 兄弟姉妹で入所申請をされる場合は、「就労証明書」等の添付書類は、一方の児童についてはコピーで構いません。
- ◆ 「就労証明書」については保育所等への入所で提出する書類と同じ書式ですので、弟妹が保育所等の平成 30 年度入所申請を行っている場合は、その書類のコピーで構いません。
- ◆ 新 1 年生は「入学通知書」（1 月末頃に成田市教育委員会学務課より郵送）に記載されている学校の児童ホームにのみ申請することができます（ただし、春・夏・冬休みの申請、指定学校変更の手続きを済まされた方及び大栄地区を除く。）。
- ◆ 食物アレルギーや成長面で気になることがある場合、「児童ホーム入所許可申請書」に詳しく記入してください。

【こんな場合には・・・】

①不規則な勤務形態（シフト制等）の場合

「就労証明書」で勤務日数や勤務時間が確認できない場合は、直近4週間の勤務実績が分かる書類を「就労証明書」に添付してください。勤務実績が分かる書類は、勤務先が作成するシフト表等のコピーでも構いませんが、自営業などでそのような書類がない場合は「直近4週間の実績表」という所定の用紙がありますので、必要事項を記入して「就労証明書」と併せて提出してください。
※「就学等」「看護等」の場合で、放課後に保育が必要な日や時間が不規則な場合も同様です。

②事実婚・内縁・結婚予定で同居している方がいる場合

保護者や親族だけでなく、事実婚・内縁・結婚予定で同居している方についても保育ができないことを証明する書類が必要となります。

③パートタイムや労働派遣契約による就労中の方等で契約期間が定められている場合

労働契約期間が入所希望日より前に終了する予定の場合、契約が更新されましたら、速やかに「就労証明書」を再度提出してください（勤務日数・時間等に変更が無い場合は、年度内更新に限り、更新後の雇用契約書等の写しでも可とします。）。入所期間中も同様です。

なお、年度の途中で労働契約が終了するなど入所要件を満たさなくなった場合は、その時点までの入所となりますので、「児童ホーム退所届」を提出してください。

④就労が内定している場合

「就労証明書」が発行される場合は、就労予定の証明書を提出してください。「就労証明書」が発行されない場合は、採用内定通知や合格通知等の写しで構いません。この場合の入所許可期間は1カ月間となります。「就労証明書」をご提出された場合は、入所許可期間を延長いたします。

⑤申請期間中・利用期間中に勤務先や就労時間が変更になった場合

転職等により申請理由に変更が生じた場合は、必ず変更後の「就労証明書」等を提出してください。特に、入所保留となっている場合は、優先順位（指数）が変わる可能性がありますので、必ず提出してください。就労から疾病や出産等、保護者の状況が変更した場合も同様に、申立書等の提出が必要となります。

《7. 入所の審査及び決定について》

1) 入所要件の審査

提出された申請書類により、入所要件の審査をします。必要に応じて追加資料を提出していただく場合や、自宅や勤務先等へ確認の連絡をさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

※入所の決定に際し、児童ホーム保育料に滞納がある方は、入所保留となります。滞納された児童ホーム保育料の支払い計画について、保育課までご相談ください。

2) 入所の選考

入所要件を満たす申請者の数が、当該児童ホームの受け入れ可能な児童数を超えた場合、入所選考基準（9・10ページ）により指数化し、指数の高い児童から順に入所を決定します。

※ 入所保留となっている期間が長い方が優先になるわけではありません。

3) 選考結果の通知

第一次募集で申請された方への「児童ホーム入所許可決定通知書」又は「児童ホーム入所保留通知書」の送付時期（予定）は次の表のとおりです。随時募集で申請された方へは、第一次募集の選考状況により選考結果をお待たせする場合がありますのであらかじめご了承ください。

なお、入所保留となった方については、年度内は引き続き協議を行い、入所可能になり次第、保育課よりご連絡します。

年度当初（4月）の入所	年度途中からの入所	夏休み入所	冬・春休み入所
3月上旬	入所希望日の前月下旬	7月上旬	締切日から1週間程度

4) 入所の制限

次のいずれかに該当するときは、入所をお断りさせていただくことがあります。

- ① 感染性疾患を有するとき
- ② 児童ホームの管理運営上支障があると認められるとき

5) 入所許可の取り消し

次のいずれかに該当するときは、入所の許可は取り消しとなります。

- ① 入所要件に該当しなくなったとき
- ② 入所の制限のいずれかに該当することとなったとき
- ③ 児童ホーム保育料を3カ月以上滞納したとき

6) 児童ホーム入所選考基準[入所優先順位に関する基準]

①表の基準指数に②表の調整指数を加算し、指数が高い児童から入所の許可を行います。指数が同位の場合は、③表を適用します。

※ 保護者の指数が異なる場合は、低い方の指数を適用します。

① 基準指数

保護者等の状況		指数	
就労	会社員・公務員・パートタイマー等	10	
	居宅外自営業	9	
	居宅内自営業	7	
	農業	7	
	内職	5	
就学等	学校教育法に定める学校への通学・職業訓練校等における職業訓練	8	
疾病等	入院	10	
	居宅内療養	常時臥床	10
		精神性又は感染性の疾病	10
		その他	8
障がい	障害者手帳1・2級に相当する場合	10	
	〃 3級に相当する場合	8	
	〃 4級に相当する場合	7	
看護等	入院の看護・付添い、居宅外での看護・付添い	9	
	居宅内での看護・付添い	8	
出産		10	
その他	求職	5	
	その他	6~10	

※自営業における「居宅外」「居宅内」の区分は以下のとおりです。

◆「居宅外」 次のいずれかに該当する場合

- ・ 事務所が自宅から直線距離で500メートル以上離れている。
- ・ 事務所が自宅から直線距離で500メートル未満であり、4週間のうちで16日以上(日曜日を除く)を自宅から直線距離で500メートル以上離れている場所で就労する。

◆「居宅内」

事務所が自宅から直線距離で500メートル未満であり、自宅から直線距離で500メートル以上離れている場所での就労が4週間のうちで16日未満(日曜日を除く)の場合。

②調整指数

調整項目		指数
ひとり親家庭		+3
単身赴任家庭		+2
児童の学年	1年生	+1
	2年生	0
	3年生	0
	4年生	-5
	5年生	-6
	6年生	-7
勤務日数	週5日以上	0
	週4日以上週5日未満	-1
	週3日以上週4日未満	-2
	週2日以上週3日未満	-4
	週2日未満	-5
1日の勤務時間	8時間以上	0
	8時間未満	-1
	6時間未満	-2
	4時間未満	-3
	2時間未満	-5
同居の親族等（20歳以上65歳未満）が保育にあたる ことができる場合	1人につき	-1
市外在住の児童		-5
その他、上記に掲げるほか明らかに調整が必要と認められる場合		+3～-3

③指数が同位の場合の判定方法

判定順位	調整要件
1	学年の低い児童
2	ひとり親家庭の児童
3	保護者の指数を合算し、算出された指数の高い児童
4	保護者の基準指数を合算し、算出された指数の高い児童
5	入所保留となっている期間が長い児童
6	入所許可申請書に記入されている入所希望期間が長い児童

《8. 保育料の納付方法について》

①納付書で納付する場合

毎月20日頃に納付書を送付いたしますので、成田市公金取扱金融機関又はコンビニエンスストア（納付書裏面に記載）で納期限（月末）までにお支払いください。

②口座振替で納付する場合

各月末日（末日が休日の場合は、翌月の初日の銀行営業日）に指定口座より振替となります。口座振替の手続きは、取扱金融機関の窓口にて備え付けてあります専用の用紙により行ってください。※金融機関での手続き後、振替できるようになるまでには2カ月程度の時間を要しますので、お早めにご手続きをさせていただきますようお願いいたします。

※延長保育料については、申請日によっては口座振替が間に合わない場合があります。その場合は、翌月中旬頃に延長保育料のみが記載された納付書を送付いたしますので、納付書にてお支払いください。

※ 延滞金について

納期限を守られている利用者とはそうでない利用者との負担の公平性を確保するため、納期限までに納付がない場合、延滞金徴収の対象となりますので、ご注意ください。

《9. その他の注意事項》

- ◆ 「就労証明書」に記載されている勤務日・時間と児童ホームの利用日・時間が異なる場合は、市役所から勤務先へ連絡することがありますのでご了承ください。
- ◆ 児童ホームへの登・降所は、学校から直接児童ホームに通所する場合を除き、原則保護者の送り迎えとなります。保護者による送迎以外の方法で登・降所する必要がある場合には、「通所に関する申出書」を提出してください（「通所に関する申出書」は各児童ホームで配布しています。）。なお、保護者等による送迎ができないことから、やむを得ず児童1人で帰宅する場合、夕焼け小焼けの防災無線の放送までに自宅に到着する時間までのお預かりとなります。
- ◆ 「通所に関する申出書」の提出があった場合でも、1日に2回児童ホームに通所すること（塾や習い事等により児童ホームから降所した後に、再び児童ホームを利用すること）はできません。
- ◆ 児童ホームの管理運営上、ご利用される保育時間内に必ずお迎えに来てください。なお、閉所時間を過ぎてのお迎えが続いた場合、入所許可を取り消すことがあります。保護者の皆様には児童ホームのご利用時間について、十分ご留意いただきますようお願いいたします。
- ◆ 退所される場合、退所予定日までに「児童ホーム退所届」を児童ホーム又は保育課（市役所2階）までご提出ください。日付けを遡って提出することはできませんのでご注意ください。